



道州制特区(2)

常任理事・情報広報部長 中川俊男

このコーナーでは、前号から道州制特区(全3回)について解説を行っています。今号2回目は「上書き権」とその問題点などを取り上げました。5月中に高橋はるみ北海道知事が政府の経済財政諮問会議で「北海道道州制特区構想」について提案説明をする予定です。この構想における重要な論点は「上書き権」の導入ですが、この他に「北海道特例」の存続が話題になっています。

「上書き権」とは：地方公共団体が自主的・主体的な裁量によって政策を実施できるように、国の政令や省令を修正できる強力な条例制定権をもつ仕組みをさします。これまでの条例は、法の範囲内で定められた政省令に従属するものでした。例えば、今回の北海道の構想には「医師標準数の算定基準の設定権限の移譲」が挙げられています。これまでの医療機関の医師算定基準は、医療法の下で厚生労働省令である医療法施行規則の第19条に記載されている算定式によって決められていました。もし上書き権が認められれば、北海道が新たな条例を制定することによって、医師の標準数を独自の基準で算定できるようになります。そうなれば、へき地の医師不足による標欠の問題も解消にむかう可能性があります。

〔問題点〕道内の医療機関が全国一律の算定式に依らず、独自に算定した少ない医師数で医療を提供する場合、全国一律の診療報酬点

数のままでいいのかという議論が生じる危険性があります。

「北海道特例」とは：道内の公共事業について、国の補助率を他の都府県に比べて高く設定できる特例措置です。これは経済格差の大きい北海道の税源不足を、国が調整する目的で設けたものです。例えば、直轄の国道整備、河川改修、漁港や漁場の整備に対する国庫負担率は、都府県では3分の2であるのに対して北海道では10分の8、国道の維持管理は、都府県が7割弱を独自でおこなっているのに対して北海道ではすべて国土交通省の出先機関である北海道開発局が行っています。

道内には45の国の地方支分部局があります。今回の構想には「国の地方支分部局との機能等統合の検討」が推進事項に挙げられています。これが実施されると開発局が統合される可能性が高く、北海道特例の廃止も指摘されています。

〔問題点〕4月27日、北海道開発局から北海道の特例措置が廃止された場合の影響についての試算が公表されました。これによると、公共事業費が3,100億円減少し、失業者が約4万1,000人増加し、失業率が1.4%上昇して7%を超える予測です。

次号の道州制の最終回では、政府・与党の取り組みなどを紹介する予定です。